# 事務所通信

令和７年１１月号
山 本 修 税 理 士 事 務 所
株式会社　川島経営研究所
http://www.kawa-kei.co.jp
〒105-0014 東京都港区芝 2-2-15 芝ﾋﾙｽﾋﾞﾙ 5F
TEL03(3456)4361　FAX03(5476)7255　Eﾒｰﾙinfo@kawa-kei.co.jp

## 年末調整について

（1）年末調整等の期限についての確認
年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限　　⇒　令和８年１月１３日（火）
納期の特例の適用がある場合
⇒　令和８年１月２０日（火）
源泉徴収票、法定調書合計表、給与支払報告書の提出期限　⇒　令和８年２月２日（月）

（2）令和７年の年末調整は以下の点が改正されました。1～4 については６月号のおさらいです。改正点を確認していきたいと思います。

1. 基礎控除の見直し（令和７年８年、９年～）
2. 給与所得控除の見直し（令和７年～）
3. 特定親族特別控除の創設（令和７年～）
4. 扶養親族等の所得要件の改正（令和７年～）
5. 年末残高調書を用いた方式（調書方式）による住宅借入金等特別控除

**5.調書方式による住宅借入金等特別控除の提出書類**

令和７年分の年末調整からは、調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける人がいます。

調書方式とは、金融機関等が税務署に提供した情報に基づき、国税当局から所得者本人に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式を言います。

この調書方式を選択した方については年末残高情報をいただければ、これまでの①給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書②住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の添付が不要となります。

なおこれまでの金融機関が年末に予定残高証明書を発行して、それを申告書に転記する方式は証明書方式と呼ばれます。

（3）調整における留意点
①改正により新たに扶養控除等の対象になった親族がいないかの確認をしてください。

⇒扶養が追加された場合は令和７年の給与所得者の扶養控除等異動申告書に追加の記載をお願い致します。

②特定親族特別控除の適用を受けようとする給与の支払を受ける人

⇒年末調整の際は「特定親族特別控除申告書」の提出をお願い致します。

③改正後の基礎控除や給与所得控除等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

給与ソフトが令和７年年末調整の改正後に対応しているもので計算を行ってください。

手書きで行う場合は令和７年分の源泉徴収簿で対応を行ってください。

以下、繰り返しになりますが令和７年の年末調整で影響のある項目を記載します。

**1. 基礎控除の見直し**

これまで合計所得金額 2,400 万円以下の方については一律 48 万円の基礎控除が受けられましたが、令和７年及び８年については控除額が段階的に引き上げられました。控除額については以下の表の通りとなります。

令和７年８年については基礎控除の 58 万円のほかに居住者のみですが限定的に加算額があります。令和９年以降はその加算額が無くなり、所得 132 万円以下の方については 95 万円、132 万円を超え、2,350 万円以下の方については 58 万円となります。なお住民税の基礎控除については変更ありませんので、従来通り上限 43 万円の控除額のままとなります。この改正により令和８年の源泉徴収事務については新たな源泉徴収税額表により計算することになります。

基礎控除

| 合計所得金額（給与収入のみの場合） | 令和7・8年分 | 令和9年分以降 | 改正前 |
|---|---|---|---|
| 132万円以下（2,003,999円以下） | 95万円（58＋37） | | 48万円 |
| 132万円超　336万円以下（2,003,999円超　4,751,999円以下） | 88万円（58＋30） | 58万円 | |
| 336万円超　489万円以下（4,751,999円超　6,655,556円以下） | 68万円（58＋10） | | |
| 489万円超　655万円以下（6,655,556円超　8,500,000円以下） | 63万円（58＋5） | | |
| 655万円超　2,350万円以下（850万円超　2,545万円以下） | 58万円（58＋0） | | |
| 2,350万円超　2,400万円以下（2,545万円超　2,595万円以下） | 48万円 | | |
| 2,400万円超　2,450万円以下（2,595万円超　2,645万円以下） | 32万円 | | |
| 2,450万円超　2,500万円以下（2,645万円超　2,695万円以下） | 16万円 | | |
| 2,500万円超（2,695万円超） | 0円 | | |

## 2. 給与所得控除の見直し

給与所得控除について 55 万円の最低保証額が 65 万円に引き上げられました。

これにより基礎控除 58 万円＋給与所得控除 65 万円で 123 万円まで所得税が無税となります。
また扶養親族と配偶者控除の所得判定も給与の場合収入 123 万円以下であれば扶養として控除することが出来ます。なお年収 190 万円超の方については変更がありません。

## 3. 特定親族特別控除の創設

学生アルバイトの就業調整対策として創設されました。この制度は、生計を一にする親族の年齢が 19 歳から 22 歳のこの給与収入が 103 万円を超えても 150 万円以下であれば特定扶養親族控除は受けられます。また社会保険についても 19 歳～22 歳に限り 150 万円以下であれば扶養の範囲になりました。

１５０万円を超えた場合、扶養する親についてこれまでの考え方ですと特定扶養控除が受けられませんでしたが配偶者特別控除のように年収 190 万円までは段階的に控除が受けられるように改正させております。

## 4. 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除と給与所得控除の見直しによりそれぞれ以の通り所得要件が改正されました。扶養親族等の収入が給与のみである場合、扶養親族であれ 123 万円以下。配偶者特別控除内であれば 123 万円超 201 万６千円未満、特定扶養親族であれば 150 万円以下となります。

# 通勤手当の非課税限度額

1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

| 区分 | | 非課税金額（現状） | 改正予定額 | 増額 |
|---|---|---|---|---|
| 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当 | 通勤距離が片道55キロメートル以上である場合 | 31,600円 | 38,700円 | 7,100円 |
| | 通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合 | 28,000円 | 32,300円 | 4,300円 |
| | 通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合 | 24,400円 | 25,900円 | 1,500円 |
| | 通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合 | 18,700円 | 19,700円 | 1,000円 |
| | 通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合 | 12,900円 | 13,500円 | 600円 |
| | 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合 | 7,100円 | 7,300円 | 200円 |
| | 通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合 | 4,200円 | 4,200円 | － |
| | 通勤距離が片道2キロメートル未満である場合 | （全額課税） | （全額課税） | － |

令和７年８月７日に令和７年人事院勧告が行われ、令和７年４月１日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げが勧告されました。

これを受け、通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

12 月に年末調整を行う前に、改正が行われた場合は、最新情報がアップされますのでそちらを必ずご確認いただきますようお願いします。

（芝事務所：山本　修）